

第75号議案

令和3年度 大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度大分県港湾施設整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和3年9月8日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第 1 表

繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
1 港湾施設整備事業費			千円 210,000
	1 港湾施設整備事業費		210,000
		港湾機能施設整備事業費	210,000